平成２３年（フ）第１９５４号
愛知県知多郡美浜町大字河和字六反田15―１豊田自動織機河和寮、住民票上の住所愛知県江南市東野町長幡寺36番地
債務者　鵜飼　英和
１　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　安田　　剛
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月22日午前10時
５　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１９５６号
愛知県犬山市松本町２―15　レオパレスリトルリバー105号室、住民票上の住所愛知県江南市東野町長幡寺36番地
債務者　鵜飼　浩司
１　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　安田　　剛
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月22日午前10時
５　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１６２号
大分市高城本町５番11号　メゾン高城201
債務者　深堀　俊幸
１　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐々木淳夫
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月22日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第３７６号
愛知県刈谷市小垣江町須賀367番地１
債務者　板倉　慎一
１　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　長澤　幸祐
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月５日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第２７６号
函館市山の手１丁目22番13号
債務者　今　　忍
１　決定年月日時　平成23年８月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第３２６号
北海道二海郡八雲町本町146番地５
債務者　稲垣　　透
１　決定年月日時　平成23年８月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第３３１号
函館市豊川町17番10号
債務者　齋藤千鶴子
１　決定年月日時　平成23年８月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第３３４号
函館市新湊町152番地１
債務者　工藤　貴子
１　決定年月日時　平成23年８月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第３３５号
函館市弥生町21番12号
債務者　鈴木　幸子
１　決定年月日時　平成23年８月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第７３号
岩手県一関市千厩町千厩字町15番地
債務者　太田　正孝
１　決定年月日時　平成23年８月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２３年（フ）第１１９号
岐阜県大垣市東前１－４　ファミール安井Ｄ－０、住民票上の住所岐阜県大垣市東前４丁目25番地５
債務者　水谷　政明
１　決定年月日時　平成23年８月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第１２０号
岐阜県大垣市東前１－４　ファミール安井Ｄ－０、住民票上の住所岐阜県大垣市東前４丁目25番地５
債務者　水谷いずみ（旧姓淺野）
１　決定年月日時　平成23年８月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第１２４号
岐阜県大垣市熊野町４丁目60番地　タウンハウス熊野１－５
債務者　新井昌文こと　朴　　昌文
１　決定年月日時　平成23年８月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第１３１号
岐阜県不破郡関ケ原町大字今須3316番地
債務者　森川　克哉（旧姓植月）
１　決定年月日時　平成23年８月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第１３２号
岐阜県大垣市鶴見町600番地　鶴見団地Ａ305
債務者　遠藤富美子
１　決定年月日時　平成23年８月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第１３６号
岐阜県大垣市長沢町１丁目987番地
債務者　種田　直美
１　決定年月日時　平成23年８月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第３４０２号
大阪市平野区長吉長原４丁目３番１―404号
債務者　ＭＳタクトこと　庄司　元重
１　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部